

第1問 1-1 (3点)

売買契約に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものを○、適切でないものを×とした場合の組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 家電量販店を営むX社は、これまで取引のなかった家電メーカーのY社との間でエアコン50台を購入する旨の売買契約を締結した。その後、X社は、受領時の検査で、当該エアコンにY社の過失による不良品が含まれていることが判明したため、当該エアコンを受領しなかった。この場合、X社は、民法上、Y社に対して改めて債務の完全な履行を催告することなく、直ちに当該売買契約を解除することができる。
- イ. Xは、Y社との間で、Y社から中古自動車を購入する旨の売買契約を締結し、解約手付として10万円をY社に交付した。この場合、Xは、民法上、Y社が履行に着手するまでは、手付を放棄して、当該売買契約を解除することができる。
- ウ. Xは、Y社との間で、Y社から中古のパソコンを購入する旨の売買契約を締結し、その引渡しを受けて使用を開始した。その後、当該パソコンには、Xが購入する前から存在する隠れた瑕疵が原因で、使用中に突然電源が切れるという欠陥があることが判明した。この場合、Xは、民法上、Y社に対して当該パソコンの修補を請求することができる。
- エ. X社は、Y社との間で、Y社から中古自動車を購入する旨の売買契約を締結したが、その後、当該自動車は、X社への引渡しの前に、第三者の放火により滅失した。この場合、X社とY社との間に危険負担に関する特約がなければ、Y社は、X社に対して当該自動車の代金の支払いを請求することができる。
- オ. Xは、Y社との間で、Y社から中古のパソコンを購入する旨の売買契約を締結し、その引渡しを受けて使用を開始した。その後、当該パソコンには、Xが購入する前から存在する隠れた瑕疵が原因で、使用中に突然電源が切れるという欠陥があることが判明したため、Xは、その修理費用を支出した。この場合、Xは、民法上、Y社に対して当該パソコンの修理費用に相当する額の賠償を請求することができる。

- | | | | | | |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|
| ① | アー○ | イー○ | ウー× | エー× | オー○ |
| ② | アー○ | イー× | ウー○ | エー× | オー× |
| ③ | アー× | イー○ | ウー○ | エー○ | オー○ |
| ④ | アー× | イー○ | ウー× | エー○ | オー○ |
| ⑤ | アー× | イー× | ウー× | エー× | オー× |

第1問 1-2 (3点)

平成27年に成立した「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」(平成27年法律第65号)による個人情報保護法の改正(平成29年5月30日施行。以下、「改正個人情報保護法」という)に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① A社は、その事業における顧客管理等のために個人情報データベース等を保有しており、当該個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計は1000人を超えたことはない。この場合、A社は、改正個人情報保護法の施行前においては個人情報取扱事業者には該当しないが、改正個人情報保護法の施行後は個人情報取扱事業者に該当する。
- ② 個人情報取扱事業者であるA社は、自社の事業と関連する事業を営むB社に対し、自社の保有する個人データのうち、顧客の氏名および住所の情報を提供することを検討している。この場合、A社がいわゆるオプトアウトの方法によりB社に当該個人データを提供するためには、改正個人情報保護法の施行前は、B社に提供される当該個人データの項目等の所定の事項について、あらかじめ、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置く必要があるとされていたが、改正個人情報保護法の施行後は、これに加えて、A社は、当該事項についてあらかじめ個人情報保護委員会へ届け出なければならない。

- ③ 個人情報取扱事業者であるA社は、個人情報保護法に則り取得した従業員の病歴に関する個人データをC社に提供することを検討している。この場合、改正個人情報保護法の施行後は、A社が当該個人データをいわゆるオプトアウトの方法により第三者に提供することは禁止されるため、A社が当該個人データをC社に提供するためには、原則として、あらかじめ本人の同意を得なければならない。
- ④ 個人情報取扱事業者であるA社は、自社の営業活動に利用するため、D社からいわゆるオプトアウトの方法により、D社の保有する個人データのうち、顧客の氏名および住所の情報の提供を受けることとした。この場合、改正個人情報保護法の施行後は、A社は、D社から当該個人データの提供を受けるに際しては、原則として、D社が当該個人データを取得した経緯等を確認するとともに、当該確認に係る事項等に関する記録を作成し、一定期間保存しなければならない。
- ⑤ 個人情報取扱事業者であるA社の従業員であったEは、A社における業務に関して取り扱った個人情報データベース等の一部の複製を不正に持ち出し、対価を得る目的で名簿業者であるF社に提供した。このような行為については、改正個人情報保護法の施行前は個人情報データベース等提供罪として6ヵ月以下の懲役または30万円以下の罰金とする罰則が設けられていたが、改正個人情報保護法の施行後は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金となり、刑の上限が引き上げられた。

第1問 1-3 (3点)

会社法上の合併に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① 合併は同種の会社の間でのみ行うことができ、合同会社と株式会社のように異なる種類の会社は、合併することはできない。
- ② 株式会社間の合併において、合併当事会社の債権者は、合併について異議を述べる機会を与えられるが、異議を述べたとしても、これにより合併を中止させることはできない。
- ③ 株式会社間の合併において、合併に反対する反対株主は、合併当事会社が会社法上の公開会社でない場合に限り、自己の株式を当該合併当事会社に公正な価格で買い取ることを請求することができる。
- ④ 株式会社間において吸収合併をする場合、合併後に存続する会社の資本金の額は、合併により消滅する会社の資本金の額より多くなければならない。
- ⑤ 株式会社間における新設合併により株式会社を設立する場合、合併により消滅する会社は、新設合併契約について、その総株主の同意を得なければならない。

第1問 1-4 (3点)

債権の強制的回収に関する次のア～オの記述うち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 債権者が債務者の所有する不動産について仮差押えの申立てを行い、当該不動産につき裁判所から仮差押命令が発せられ、その旨の登記がなされた。この場合、当該債権者は、他の債権者に優先して当該不動産から弁済を受けることができる。
- イ. 動産の賃貸借契約が期間満了により終了したにもかかわらず、借主が当該動産を返還しない場合、貸主は、当該動産の所有権が貸主にあることが明らかであるときは、自力救済により借主の元から実力で当該動産を回収することができる。
- ウ. 民事執行法上、債権者は、債務者が第三債務者に対して有する金銭債権を差し押さえた場合、債務者に差押命令が送達された日から一定の期間を経過したときは、当該金銭債権を取り立てることができる。
- エ. 債権者による強制執行の申立てにより、債務者の不動産が差し押さえられた場合、強制執行の申立てをしていない他の債権者は、当該債務者に対する債務名義を有しているときは、二重差押えまたは配当要求をすることにより、当該不動産から配当を受けることができる。
- オ. 債権者による強制執行の申立てにより、債務者の不動産が差し押さえられた場合において、他の債権者が当該差押えの登記がなされる前に当該不動産に抵当権の設定を受けその設定登記を経ていたときは、当該他の債権者は、二重差押え等の特段の手続きを経なくても、当該不動産から配当を受けることができる。

- ① アイウ ② アイエ ③ アウオ ④ イエオ ⑤ ウエオ

第2問 2-1 (3点)

A社は、B社との間で締結した商品の継続的供給契約に基づく売掛金債権を回収するため、B社を被告として、売掛金の支払いを請求する民事訴訟を地方裁判所に提起した。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. A社およびB社は、攻撃防御の方法を訴訟の適切な時期に提出しなければならず、時機に後れた攻撃防御方法は、裁判所に却下されることがある。

イ. A社が、口頭弁論期日に、複数回の商品供給に関する合意の成立を主張したのに対して、B社は、その一部の合意の存在を知らない旨の答弁をした。この場合、B社は、その事実を争ったものと推定される。

ウ. A社が、口頭弁論期日に、商品の継続的供給に関する基本契約の成立を主張したのに対して、B社は当該事実を認めた。この場合、A社は当該事実について証明をする必要がなくなるだけでなく、裁判所も当該事実と反する事実を認定することができなくなる。

エ. A社が、口頭弁論期日に、複数回の商品供給に関する合意の成立を主張したのに対して、B社は、その一部について何らの認否もしなかった。この場合、B社は、その事実を争ったものと推定される。

オ. 本件民事訴訟では、争点および証拠を整理するため、弁論準備手続が行われた。この場合、弁論準備手続の結果を訴訟資料とするために、A社およびB社は、口頭弁論において、弁論準備手続の結果を陳述する必要はない。

- ① アイウ ② アイエ ③ アエオ ④ イウオ ⑤ ウエオ

第2問 2-2 (3点)

一定の取引について契約の申込みの撤回または契約の解除を無条件で認める制度であるクーリング・オフに関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 消費者Xは、家電量販店Yの店舗に自ら赴き、当該店舗において、割賦販売法上の包括信用購入あっせんに該当する方法により、Yとの間で、信販会社Z社が発行するクレジットカードを用いて、リボルビング払い(注)でパソコンを購入する旨の売買契約を締結した。この場合、Xは、割賦販売法に基づきクーリング・オフをすることはできない。
- イ. 消費者Xは、自ら請求していないにもかかわらず自宅に宝石商Yの訪問を受け、Yとの間で、割賦販売法上の個別信用購入あっせんに該当する方法により、代金を60回の分割払いとして宝石を購入する旨の売買契約を自宅において締結した。この場合、Xは、一定の期間内であれば、割賦販売法に基づきクーリング・オフをすることができる。
- ウ. 消費者Xは、Y社が運営する家具店に自ら赴き、その店舗において、Y社の従業員から説明を受けた上で、Y社との間で、食器棚を購入する旨の売買契約を締結した。この場合、Xは、特定商取引法に基づきクーリング・オフをすることができる。
- エ. 消費者Xは、Y社から、Xが美容機器の再販売をすれば報酬などを得られる等の勧誘を受け、特定商取引法上の連鎖販売取引に該当する方法により、Y社との間で、美容機器を購入する旨の売買契約を締結した。この場合、Xは、一定の期間内であれば、特定商取引法に基づきクーリング・オフをすることができる。
- オ. 消費者Xは、自ら請求していないにもかかわらず自宅にY社の販売員の訪問を受け、特定商取引法上の訪問販売に該当する方法により、Y社との間で、語学教材を購入する旨の売買契約を自宅において締結した。この場合において、Xは、語学教材の代金を現金で一括で支払ったときは、特定商取引法に基づきクーリング・オフをすることができない。

- ① アイウ ② アイエ ③ アウオ ④ イエオ ⑤ ウエオ

(TAC・無断転載を禁ず)

(注) リボルビング払いとは、カード等を利用者に交付し、あらかじめ定められた時期ごとに、そのカード等の提示により当該利用者に販売した商品等の対価の合計額を基礎として、あらかじめ定められた方法により算定して得た金額を支払う方式であり、割賦販売法上の割賦販売、ローン提携販売または包括信用購入あっせんにおいて用いられる。

第2問 2-3 (3点)

取締役会設置会社であるX株式会社における取締役の職務執行およびその監督に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。なお、X社は、監査等委員会設置会社ではなく、かつ、指名委員会等設置会社でもないものとする。

- ① X社は、取締役会において、取締役Aを代表取締役として選定した。この場合、会社法上、X社の取締役会は、支店の設置に関する事項についての決定をAに委任することはできない。
- ② X社の取締役会において、X社の経営に重大な影響を及ぼし得る新規プロジェクトに着手する旨の決議がなされた。取締役Bは、当該決議に参加したが、当該取締役会の議事録において当該決議に反対した旨の明確な記載がなく、かつ当該議事録に異議をとどめていなかった。この場合、会社法上、Bは、当該決議に賛成したものと推定される。
- ③ X社は、取締役会において、取締役Cおよび取締役Dを代表取締役として選定した上で、取締役会決議により、X社の事業のうち、食品関連事業については、CおよびDが共同でなければX社を代表することができない旨の代表権の制限を決定した。その後、Cが、X社の食品関連事業に関し、Dと共同せず単独でX社を代表して、Y社との間で商品の売買契約を締結した。この場合、会社法上、X社は、Y社が当該代表権の制限につき善意であるときは、Y社に対して当該代表権の制限を対抗することができない。
- ④ X社の監査役Eは、X社の取締役FがX社の経理を不正に操作し、横領を行っていることを発見した。この場合、会社法上、Eは、直ちに、自ら株主総会を招集し、当該不正の事実を報告しなければならない。
- ⑤ X社が会社法上の大会社である場合、会社法上、X社の取締役会は、X社の業務ならびにX社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備に関する事項について決定しなければならない。この決定を取締役に委任することはできない。

第2問 2-4 (3点)

破産法に関する次のア～オの記述うち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 債務超過は、法人については破産手続開始の原因となるが、自然人については破産手続開始の原因とならない。
- イ. 裁判所は、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足すると認めるときは、破産手続開始の決定をすることができない。
- ウ. 債務者の財産についてなされている強制執行の手続は、債務者について破産手続開始の申立てがなされた場合であっても、当然には中止されない。
- エ. 双務契約について破産者およびその相手方が破産手続開始の時にもまだその履行を完了していない場合において、破産管財人が契約の解除を選択した。この場合において、破産者の受けた反対給付が破産財団中に現存しないときは、相手方は、その価額について財団債権者としてその権利を行使することができる。
- オ. 破産手続開始決定後、破産者の取引先が破産管財人との間で取引を行ったことにより当該取引先が取得した債権は、財団債権ではなく破産債権となる。

- ① アイエ ② アイオ ③ アウエ ④ イウオ ⑤ ウエオ

第3問 3-1 (3点)

著作権に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① 著作権法上、著作権の効力が発生するのは、著作物について文化庁長官への著作権の設定登録が行われた時からである。
- ② 著作権法上、原著作物の著作権者の許諾を受けずに作成された二次的著作物の著作権は、原著作物の著作権者に帰属する。
- ③ 著作権法上、共有著作権は、その共有者全員の合意によらなければ、行使することができない。
- ④ 著作権を譲渡する場合、著作権法上、文化庁長官への登録をしなければ譲渡の効力は生じず、当該登録はその効力発生要件である。
- ⑤ 著作権法上、法人の従業員が職務上作成する著作物（職務著作）に該当する著作物を創作した場合、当該著作物の著作者は、当該従業員である。

第3問 3-2 (3点)

電子商取引に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① 電子署名及び認証業務に関する法律(電子署名法)上、電磁的記録であって情報を表すために個人事業主Xが作成したものは、当該電磁的記録に記録された情報についてXによる電子署名が行われているときは、真正に成立したものと推定される。
- ② X社は、自社の運営する通信販売サイトにおいて、消費者による商品購入の申込みを受け、消費者に対し、自社商品を販売している。この場合、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」(迷惑メール防止法)上、X社は、自社商品を購入した顧客に対して、広告または宣伝を行うための手段である電子メールを送信するにあたり、あらかじめ送信を拒否している者に送信することは禁止されているが、あらかじめ当該電子メールの送信に対する同意を得ていない者に送信することは禁止されていない。
- ③ Xは、Y社の運営する通信販売サイトの商品購入ページで、Y社の商品を1個購入するつもりであったが、重大な過失により11個購入する旨の申込みをし、Y社との間で売買契約を締結した。そこで、Xは、要素の錯誤を理由として当該売買契約の無効を主張した。この場合において、Y社は、商品購入ページに消費者が申込みの意思表示を行う意思の有無について確認を求める措置を講じていたときは、Xに重大な過失があったことを理由に、当該売買契約は無効ではない旨を主張することができる。
- ④ Xは、Y社の運営する通信販売サイトの商品購入ページで、Y社の商品を購入する旨の申込みを行った。その後、Xの申込みをY社が承諾する旨の電子メールが送信され、当該電子メールがXに到達したが、いわゆるデータ化けにより当該電子メールは判読できない状態であった。この場合、XとY社との間の商品の売買契約は成立しない。

- ⑤ X社は、その運営する通信販売サイトの商品購入ページにおいて、「未成年者が商品を購入するには、親権者の同意が必要である」旨を警告した上で、購入者の生年月日を入力する欄を設けていた。未成年者Yは、親権者の同意を得ずに、かつ、行為能力者であるとX社に誤信させるため偽りの生年月日を入力するなど詐術を用いて、当該商品購入ページで商品購入を申し込む旨の意思表示をした。これを信じたX社は、Yの申込みを承諾する旨の電子メールを送信し、X社とYとの間で売買契約が成立した。この場合、民法上、Yは、未成年者であることを理由として、当該売買契約を取り消すことができない。

第3問 3-3 (3点)

次の文章は、金融商品取引法による規制について述べたものである。この文章中の下線部①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

①有価証券やみなし有価証券は、金融商品取引法の規制対象に含まれるが、金融に関連する商品であっても預金や保険は、銀行法や保険業法により規制されており、金融商品取引法の直接の規制対象には含まれない。

金融商品取引法上のディスクロージャー制度は、株主を含めた投資者が投資判断をすることができるように、有価証券の発行者が、その企業内容を正確、適時かつ公平に提供する制度である。ただし、②有価証券には、金融商品取引法上の開示規制が適用されないものがあり、国債はその1つである。

公正な取引市場を整備するための行為規制の1つとして、会社の重要な情報に容易に接近し得る者が、重要事実を知って、それが未だ公表されていない段階で、その会社の株式等の売買を行う、インサイダー取引の禁止がある。③金融商品取引法上、インサイダー取引の主体には、上場会社等の役員だけでなく、上場会社と契約を締結している者または締結の交渉をしている者も含まれる。

また、例えば、会社経営権の取得などを目的として、④取引所金融商品市場外において株券等を買付ける場合、取得後の株券等所有割合が5%を超えるときは、金融商品取引法上、原則として公開買付けの方法によらなければならない。

金融商品取引法に違反する行為のうち、一部の違反行為については、行政上の措置として、課徴金を国庫に納付するよう命じる課徴金制度が設けられている。⑤金融商品取引法上、インサイダー取引規制に違反した場合、課徴金納付命令の対象になるが、虚偽記載のある有価証券報告書等を提出したとしても、その発行者は課徴金納付命令の対象とはならない。

第3問 3-4 (3点)

株式に関する次のア～オの記述のうち、その内容が最も適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. 株式会社は、株主総会において議決権を行使することができる事項について制限のある株式(議決権制限株式)を発行することができるが、会社法上の公開会社においては、議決権制限株式の数が発行済株式総数の2分の1を超えたときは、直ちに、議決権制限株式の数を発行済株式総数の2分の1以下にするための必要な措置をとらなければならない。

イ. 株式会社は、その発行する全部の株式の内容として、当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件として当該株式を取得することができる旨を定款に定めることができる。

ウ. 会社法上、株式会社は、その発行する株式について、一定の数(単元株式数)の株式をもって株主が株主総会において1個の議決権を行使することができる1単元の株式とする旨を定めることができる。この単元株式数の上限についての規制はないため、任意の数を単元株式数と定めることができる。

エ. 株式会社は、一定の日(基準日)を定めて、基準日において株主名簿に記載されている株主を、株主として権利を行使することができる者と定めることができる。

オ. 会社法上、株式会社は、その発行する株式について、原則として株券を発行するものと定められているが、定款において株券を発行しない旨を定めた場合に限り、株券を発行しないことができる。

- ① アイエ ② アイオ ③ アウエ ④ イウオ ⑤ ウエオ

第4問 4-1 (3点)

連帯保証に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 建設業を営むA社は、B社から、本社ビルの建築を請け負った。その際、B社の代表取締役Cは、A社との間で、本社ビルの建築請負契約の報酬支払請求権につきB社の連帯保証人となる旨の連帯保証契約を締結した。この場合、当該連帯保証契約は、書面またはこれに代わる電磁的記録でなければ、その効力を生じない。
- イ. A銀行は、B社に貸し付けた500万円の弁済期が到来したので、その貸付けの際にB社の連帯保証人となったC社に対し、500万円の弁済を請求した。この場合、C社は、民法上、A銀行に対し、まず主たる債務者であるB社に催告すべき旨を請求することができる。
- ウ. A銀行は、B社に貸し付けた2000万円の弁済期が到来したので、その貸付けの際にB社の連帯保証人となったC社に対し、2000万円の弁済を請求した。この場合において、C社の他にD社がB社の連帯保証人となっているときであっても、C社は、民法上、C社の他にD社が共同保証人となっていることを理由に、C社の保証債務額が1000万円である旨を主張することはできない。
- エ. A社は、B社に対して1000万円の売掛金債権を有しており、B社の代表取締役Cは、当該売掛金債権につきB社の連帯保証人となっている。その後、A社は、当該売掛金債権をD社に譲渡し、その旨を確定日付のある証書によりB社に通知した。この場合において、当該売掛金債権の弁済期が到来したときは、D社は、Cに対し、1000万円の弁済を請求することができる。
- オ. A社は、B社に対して1000万円の売掛金債権を有しており、C社は、B社から連帯保証人となる旨の委託を受けて、当該売掛金債権につきB社の連帯保証人となっている。この場合、C社は、B社が破産手続開始の決定を受け、かつ、A社がその破産財団の配当に加入しないときであっても、民法上、B社に対し、あらかじめ求償権を行使することはできない。

- ① アイウ ② アイオ ③ アウエ ④ イエオ ⑤ ウエオ

第4問 4-2 (3点)

国際法務に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① 日本の民事訴訟法上、民事訴訟について、日本以外の国に裁判管轄が認められる場合には、日本の裁判所に国際裁判管轄は認められない。
- ② 日本の民事訴訟法上、民事上の法的紛争の当事者は、合意により、いずれの国の裁判所に訴えを提起することができるかについて定めることができる。この合意は、当事者間でなされるすべての訴えを対象として行われる必要があり、一定の法律関係に基づく訴えに限定して管轄の合意をすることは認められない。
- ③ 日本の法の適用に関する通則法上、当事者間に準拠法についての合意がない場合、法律行為の成立および効力は、原則として、当該法律行為の当時において当該法律行為に最も密接な関係がある地の法により決定される。
- ④ 日本の法の適用に関する通則法上、当事者間に準拠法についての合意がある場合、準拠法は、原則として当事者が法律行為の当時に選択した地の法となるが、不動産を目的物とする法律行為については、当事者間の合意の有無にかかわらず、その不動産の所在地法が準拠法となる。
- ⑤ 外国裁判所の確定判決は、日本国内では債務名義としての効力は認められず、当該判決に基づいて強制執行を行うことはできないが、当該判決にかかる訴訟と同一の当事者および請求権について日本の裁判所に訴えが提起された場合、日本の裁判所の判断は当該外国裁判所の確定判決中の判断に拘束される。

第4問 4-3 (3点)

X社は、Y社に対して有する貸金債権(本件貸金債権)の弁済期が到来したため、相殺により回収することを考えている。この場合に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。なお、本問において、X社とY社との間に存する債権のいずれについても、X社とY社との間に相殺禁止特約はないものとする。

- ① Y社は、X社に対して、弁済期の到来していない請負代金債権を有している。この場合、民法上、X社は、当該請負代金債権の弁済期が到来する前に、本件貸金債権と当該請負代金債権とを対当額で相殺することができる。
- ② X社の従業員がY社に商品を納入する際、不注意でY社の社用車を損傷したため、Y社は、X社に対し、当該社用車の損傷につき、民法715条の使用人責任の規定に基づく損害賠償請求権を取得した。この場合、民法上、X社は、本件貸金債権と当該損害賠償請求権とを対当額で相殺することができる。
- ③ Y社は、X社に対して、すでに弁済期の到来した賃料債権を有している。X社が、本件貸金債権と当該賃料債権を対当額で相殺するには、民法上、X社が相殺の意思表示をし、これをY社が承諾することが必要である。
- ④ Y社は、X社との間の商品の売買契約に基づき、X社に対して、商品の売買代金債権を有している。当該売買代金債権の弁済期および当該商品の引渡債権の弁済期はいずれも到来しているが、当該売買代金の支払いおよび当該商品の引渡しのいずれもなされていない。この場合、民法上、Y社は、X社に対し、当該売買代金債権と本件貸金債権とを対当額で相殺することができる。
- ⑤ Y社は、X社との間の商品の売買契約に基づき、X社に対して、当該商品の売買代金を先払いし、すでに弁済期の到来した商品の引渡債権を有している。この場合、民法上、Y社は、当該商品の引渡債権と本件貸金債権とを対当額で相殺することができる。

第4問 4-4 (3点)

独占禁止法上の不公正な取引方法に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. A社は、自社の商品甲を小売業者数社に対して販売するに際し、小売業者が商品甲の小売価格を決定する際の資料として、商品甲を消費者に販売する際の「参考価格」である旨を示して、各小売業者に対し特定の価格を提示した。この場合において、各小売業者が自主的に商品甲の小売価格を決定しており、A社の提示した参考価格に従わない小売業者に対し、A社が参考価格に従わせるために特段の行動を行わなかったとしても、A社による参考価格の提示行為は、不公正な取引方法に当たる。

イ. A社は、自社の店舗で食料品を販売しているところ、誤発注により消費期限が1日しかない生鮮食品甲を、平均的な1日の販売量の10倍の量を仕入れてしまったため、仕入原価と同一の価格で販売するとともに、その旨を各種手段で広告した。その結果、A社は、生鮮食品甲を売り切ることには成功したが、同日、周辺で食料品を販売する小売業者では、来客が激減して著しく売上が減少した。この場合、A社による生鮮食品甲の値引き販売行為は、不公正な取引方法に当たる。

ウ. A社およびB社は、同種の製品甲を製造している競合メーカー同士であり、いずれも多数の小売業者に対して製品甲を販売しており、他に製品甲を製造している事業者はない。C社は、新たに製品甲の小売販売を開始しようと考え、A社およびB社に対し製品甲の購入申込みを行った。しかし、A社およびB社は、両者で協議した結果、正当な理由がないのに、共同してC社の購入申込みを拒否した。A社およびB社がC社の購入申込みを拒否した理由が、製品甲の小売業者が過当競争状態にあり、多くが経営困難に陥っているため、その保護を図ったものであって、A社およびB社の利益を図ったものでない場合であっても、A社およびB社によるC社に対する取引拒絶行為は、不公正な取引方法に当たる。

(TAC・無断転載を禁ず)

エ. A社は、自社の製造・販売する電動歯ブラシについて、電動歯ブラシ本体および替えブラシを別個に販売しているほか、本体と替えブラシ10本をセットにして販売している。この場合、A社が電動歯ブラシの本体と替えブラシをセットにして販売する行為は、不公正な取引方法に当たらない。

オ. 大規模小売店であるA社は、メーカーであるB社に対して、自己の取引上の地位がB社に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、店頭においてB社の製品甲および他社の同種製品の商品説明および品出しを行わせるため、B社の費用負担でB社の従業員をA社の店舗に派遣することを要求し、B社はこれに応じた。当該派遣の結果、A社の店舗における製品甲の売上が増加した事実が認められたとしても、A社による当該要求行為は、不公正な取引方法に当たる。

- ① アイウ ② アイオ ③ アウエ ④ イエオ ⑤ ウエオ

第5問 5-1 (3点)

請負契約に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. 民法上、請負代金の支払時期は、仕事の目的物の引渡しと同時にされているが、注文者と請負人との間の特約により、引渡しより前に支払うとすることも可能である。

イ. 請負契約における仕事の目的物はその完成の直前に損傷した場合において、当該損傷につき請負人および注文者の双方に帰責事由がなく、かつ、約定の期限までに当該目的物を完成させることが可能であるときは、請負人の仕事の完成義務は存続する。

ウ. 請負人が完成し注文者に引き渡した仕事の目的物に請負人の過失による重要な瑕疵があった場合、民法上、注文者は、請負人に対し、相当の期間を定めて瑕疵の修補を請求することができる。

エ. 請負契約における仕事の目的物が建物である場合において、完成した建物に重要な瑕疵があり、そのために契約をした目的を達成することができないときは、民法上、注文者は、当該請負契約の解除をすることができる。

オ. 民法上、請負人が瑕疵担保責任を負わない旨の特約は、注文者保護のため、無効とされている。

- ① アイウ ② アウオ ③ アエオ ④ イウエ ⑤ イエオ

第5問 5-2 (3点)

X株式会社は、コーポレートガバナンスを強化するため、会社に設置する機関の変更を検討している。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 会社法上、X社は、指名委員会等を設置する場合、その業務執行を執行役に行わせることとなるため、X社の取締役は解任され、取締役を置くことはできなくなる。
- イ. 会社法上、X社は、指名委員会等を設置する場合、指名委員会、監査委員会および報酬委員会の三委員会を一括して設置しなければならない。例えば、報酬委員会は設置せず、指名委員会および監査委員会のみを設置することはできない。
- ウ. 会社法上、X社が指名委員会等設置会社となった場合、X社の役員および従業員すべての報酬を決定する権限は報酬委員会に帰属する。
- エ. 会社法上、X社が監査等委員会を設置する場合、監査等委員である取締役は、3人以上で、その過半数は社外取締役でなければならない。
- オ. 会社法上、X社が監査等委員会設置会社となった場合、X社の総務部長であるYは、X社の従業員の地位を保持したまま、X社の監査等委員を兼任することはできない。

- ① アイウ ② アイエ ③ アウオ ④ イエオ ⑤ ウエオ

第5問 5－3 (3点)

労働組合に関する次のア～エの記述のうち、その内容が適切なものの個数を①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. X社には、現在、労働組合が存在しないが、X社の労働者Yは、X社において労働組合を結成しようと考えている。この場合において、Yが労働組合を結成するためには、労働組合法上、Yは、X社に労働組合を結成する旨を届け出て、X社の承認を得なければならない。

イ. X社のY労働組合は、労働条件についてX社と交渉し、有効期間を5年とする労働協約を締結した。この場合、労働組合法上、当該労働協約は5年間有効である。

ウ. X社のY労働組合は、X社と交渉し労働協約を締結した。当該労働協約とX社に從來から存在する就業規則との間に内容の矛盾する部分が存在する場合、労働基準法上、所轄労働基準監督署長は、当該労働協約の変更を命じることができる。

エ. X社にはY労働組合が存在するが、X社とY労働組合は労働条件の決定等について対立関係にある。この場合、労働組合法上、X社は、新規に労働者を雇用するにあたり、Y労働組合に加入しないことを条件として労働契約を締結することによりY労働組合を組織する労働者の数を減少させることが認められる。

- ① 0個 ② 1個 ③ 2個 ④ 3個 ⑤ 4個

第5問 5-4 (3点)

実用新案権および意匠権に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① Xは、自身がなした考案について実用新案登録出願を行った。この場合、当該出願について、実用新案技術評価の手続を経なければ、実用新案登録がなされることはない。
- ② Xは、自身がなした考案について実用新案登録出願を行い、実用新案登録がなされた。この場合、Xは、一定の場合を除き、当該実用新案登録に基づいて特許出願をすることができる。
- ③ X社は、自社の製品の意匠について意匠登録を受けた。この場合、X社は、原則として、業として登録意匠およびこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。
- ④ X社は、新製品としてデジタルカメラを開発した。この場合、当該デジタルカメラの液晶画面に表示される、当該デジタルカメラの機能を発揮できる状態にするために行われる操作に用いられる操作メニューの画像は、意匠登録の対象となり得るため、X社は、所定の要件を充たすときは、当該画像つき意匠登録を受けることが可能である。
- ⑤ X社は、自社の製品の意匠について意匠登録を受けた。当該意匠登録の後に、Y社が当該X社の意匠と同一のデザインを創作し、これを使用した製品を販売しようとしていることが判明した。この場合、X社は、Y社が当該製品を販売する前であっても、Y社に対し、その販売の差止めを請求することができる。

第6問 6-1 (2点)

次の文章は、平成28年に成立した「消費者契約法の一部を改正する法律」(平成28年法律第61号。以下、「改正消費者契約法」という)および平成28年に施行された「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」(平成25年法律第96号。以下、「消費者裁判手続特例法」という)について述べたものである。この文章中の下線部①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

消費者契約法は、事業者と消費者との間の契約に際し事業者による不当な行為があった場合の消費者の取消権を定めている。①平成28年の消費者契約法改正前は、取消しの対象となる、契約の重要事項に関する事業者の不実告知における重要事項は、契約の目的物に関する事項に限られていた。これに対し、改正消費者契約法では、「当該消費者契約の目的となるものが当該消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益についての損害又は危険を回避するために通常必要であると判断される事情」が重要事項に追加され、契約の目的物に関しない事項の一部も重要事項に含まれることとされた。次に、②改正消費者契約法では、取消権の対象となる新たな類型として、消費者にとって過量であることについての事業者の認識の有無にかかわらず、消費者契約の目的となるものの分量等が消費者にとっての通常分量等を著しく超えるものである場合において、事業者の勧誘により消費者契約が締結されたことが追加された。また、③改正消費者契約法では、消費者の利益を不当に害するとして無効となる契約条項の類型に、事業者の債務不履行、または、有償契約の目的物に隠れた瑕疵があることにより生じた消費者の解除権を放棄させる条項が追加された。

消費者裁判手続特例法では、多数の被害者が発生する一方で個々の被害者の被害額が必ずしも大きくない消費者被害事件において被害回復を実現するため、二段階型の特別の訴訟制度を設けている。一段階目の手続である共通義務確認の訴えは、相当多数の被害消費者に共通する事実上および法律上の原因に基づき、事業者が個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて金銭を支払うべき義務の確認を求める訴えである。④共通義務確認の訴えは、消費者裁判手続特例法に規定する特定適格消費者団体が提起することができる。二段階目の手続である簡易確定手続では、共通義務確認の訴えで確認された共通義務に基づき、共通義務にかかる請求権を有する消費者が債権届出を行う。⑤事業者が届出債権の内容の全部を認めたときは当該届出債権の内容は確定し、確定した届出債権については、届出消費者表の記載は、確定判決と同一の効力を有する。

第6問 6-2 (2点)

X社は、Y社に対して、商品代金500万円の売掛金債権を有しているが、弁済期が経過した後もY社から弁済を受けていない。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. X社は、Y社との間で、Y社から売掛金500万円の支払いを受ける代わりに、時価500万円のY社所有の有価証券を譲り受けることにより、本件売掛金債権を消滅させる旨の代物弁済契約を締結することができる。

イ. Y社がX社に対して負う買掛金債務の一部をX社に弁済した後に、X社とY社との間で、本件買掛金の残債務相当額につき、Y社がX社から借り入れるという形式をとる旨の契約を締結したとしても、当該契約は、本件買掛金債務の内容を変更するものであるから、無効である。

ウ. X社は、本件売掛金債務を第三者であるZ社に譲渡した。X社が本件売掛金債権の譲渡をY社に通知した場合、民法上、Z社は、Y社に対し、本件売掛金債権をX社から譲り受けた旨を対抗することができる。

エ. X社は、本件売掛金債権を第三者であるZ社に譲渡した。Y社は、本件売掛金債権の譲渡につき異議をとどめない承諾をした場合、X社に対抗することができる同時履行の抗弁権を有していたとしても、当該同時履行の抗弁権をZ社に対応することができない。

オ. 本件売掛金債権には、X社とY社との間で債権譲渡を禁止する旨の特約が付されている。この場合において、本件売掛金債権について、X社に対して貸金債権を有するZ社とX社との間で、Z社がX社に代わってY社から本件売掛金債権の取立てを行う旨の委託を受ける代理受領の合意がなされたとしても、当該代理受領の合意は、譲渡禁止特約を潜脱するものであり、無効である。

- ① アイウ ② アウエ ③ アエオ ④ イウオ ⑤ イエオ

第6問 6-3 (2点)

XによるA株式会社の設立に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. Xは、Yとともに発起人となってA社を設立することとした。この場合、XおよびYが作成した定款は、XおよびYがこれに署名または記名押印した時にその効力を生じる。
- イ. Xは、自ら発起人となってA社を設立するにあたり、YおよびZから出資を受けることを考えている。この場合、会社法上、株式会社の設立に際し当該株式会社の株式を引き受ける者は発起人となることを義務付けられているため、YおよびZは、A社の発起人となる必要がある。
- ウ. Xが自ら発起人となってA社を設立するにあたり、YおよびZは、A社の設立時取締役役に就任したが、A社の発起人とはなっていない。この場合において、Xが設立にあたって違法行為を行いA社に損害を与えたときは、会社法上、YおよびZは、設立中の会社の監督機関として調査義務を負い、この任務を怠れば、A社に対して連帯して損害賠償責任を負う。
- エ. Xは、YおよびZと共に発起人となってA社を設立することとしたが、設立途中で意見の相違が生じたため、A社を設立することができなかった。この場合、X、YおよびZは、発起人の任務を懈怠していなくても、会社法上、連帯して、A社の設立に関してした行為についてその責任を負い、A社の設立に関して支出した費用を負担する。
- オ. Xは、YおよびZと共に発起人となってA社を設立することとしたが、商号を「A株式会社」とすることについてZから反対されている。この場合、会社法上、商号は会社設立時に作成される原始定款の絶対的記載事項とはされていないため、X、YおよびZは、設立登記の時までに商号を決定すれば足り、原始定款に商号を記載しないまま設立手続を進めることができる。

- ① アイ ② アオ ③ イウ ④ ウエ ⑤ エオ

第6問 6-4 (2点)

民事上の紛争解決方法に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. A社とB社は、A社がB社に貸し付けた200万円が返済されていないことについて紛争状態にあったが、両者の間で話し合った結果、B社がA社に対し200万円を支払う義務を負っていることを認め、これを平成29年4月から毎月20万円ずつ支払う旨の和解契約を締結した。当該和解契約において遅延損害金に関する特段の定めが設けられなかった場合、A社は、B社が分割払いを怠ったとしても、遅延損害金の請求をすることができない。

イ. A社は、B社に甲建物を賃貸していたが、賃料の未払いが続いたため、B社に対し、甲建物の賃貸借契約の解除通知を発し、甲建物の明渡しを求めた。しかし、B社がこれに応じなかったため、A社は、甲建物の明渡し等を求めて民事調停を申し立てた。その結果、B社が3ヶ月後に甲建物をA社に明け渡す旨の合意に至り、調停調書が作成された。この場合において、B社が期限の到来後も甲建物をA社に明け渡さないときは、A社は、当該調停調書を債務名義として、B社に甲建物の明渡しを求める旨の強制執行を申し立てることができる。

ウ. A社は、Bがクレジットカードの利用による決済代金300万円を支払わないことから、簡易裁判所に対して支払督促の申立てを行い、これを受けて簡易裁判所書記官により支払督促が発せられて、Bに送達された。当該支払督促がBに送達されてから2週間以内にBが督促異議の申立てをしないときは、A社は、直ちに、当該支払督促を債務名義としてBに対し強制執行をすることができる。

エ. A社は、Bがクレジットカードの利用による決済代金300万円を支払わないことから、簡易裁判所に対して支払督促の申立てを行い、これを受けて簡易裁判所書記官により支払督促が発せられて、Bに送達された。この支払督促に対し、Bが督促異議の申立てを行った場合には、当該決済代金の支払請求について、支払督促の申立ての時に、支払督促を発した簡易裁判所書記官の所属する簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に訴えの提起があったものとみなされる。

オ. A社は、B社との間の取引において生じた民事上の法的紛争を、認証紛争解決事業者による認証紛争解決手続を利用して解決することとした。しかし、認証紛争解決手続によっては両者の間に和解が成立する見込みがないことから、手続実施者は当該認証紛争解決手続を終了させた。この場合において、A社が、終了の通知を受けた日から一定の期間内に当該認証紛争解決手続の目的となった請求についてB社に対する民事訴訟を提起したときは、時効の中断に関して、当該認証紛争解決手続における請求の時に訴えの提起があったものとみなされる。

- ① アイウ ② アイオ ③ アウエ ④ イエオ ⑤ ウエオ

第7問 7-1 (2点)

下請代金支払遅延等防止法(下請法)に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。なお、各記述中の親事業者および下請事業者は、それぞれ下請法の定義する「親事業者」および「下請事業者」をいうものとする。

- ① 事業者が業として行う販売の目的物である物品の製造を他の事業者へ委託した場合において、委託者である事業者および受託者である事業者がいずれも法人であり、かつ、当該受託者の資本金の額が当該委託者の資本金の額よりも小さいときであっても、当該受託者が下請事業者に該当しないことがある。
- ② 下請法上、親事業者は、下請事業者に製造委託をした場合、原則として、直ちに、下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日および支払方法等を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。
- ③ 下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付を受領した日からできる限り短い期間内において定められなければならないが、下請法上、具体的な期間の制限は定められていない。
- ④ 親事業者が下請事業者に対して製造委託をした場合において、親事業者は、下請事業者の給付の内容の改善を図るため必要があるときには、下請事業者に自己の指定する物を購入させたとしても、下請法に違反しない。
- ⑤ 親事業者が下請事業者に対して製造委託をした場合において、下請事業者の給付の内容に下請事業者の責に帰すべき理由に基づく欠陥があったときは、下請法上、親事業者は、下請事業者の給付を受領した後であっても、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせることができる。

第7問 7-2 (2点)

Aは、衣料品の販売業を営むB株式会社から委託を受けて、B社の会社法上の代理商として衣料品の購入を行う買付業者であり、衣料品の購入に関する取引に必要な代理権をB社から付与されている。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. Aは、B社の代理人として、C社との間で衣料品の売買契約を締結した。Aが当該衣料品の代金をC社に支払っていない場合であっても、民法上、B社は、当該衣料品の代金をC社に支払う義務を負わない。

イ. Aは、B社の代理商として、C社との間で衣料品の売買契約を締結し、B社に当該衣料品を納入したが、当該衣料品の買付費用および報酬の弁済期が到来しているにもかかわらず、B社からその支払いを受けていない。この場合、会社法上、当事者が別段の意思表示をしていないときは、Aは、B社から当該買付費用および報酬の支払いを受けるまで、その後にB社のために買い付け占有している衣料品をB社に引き渡さず、留置することができる。

ウ. Aは、B社の代理商として、C社との間で衣料品の売買契約を締結した。この場合、会社法上、Aは、遅滞なく、B社に対して、その旨の通知を発しなければならない。

エ. 会社法上、Aは、衣料品の販売業を営むD社の取締役となるために、B社の許可を受ける必要はない。

オ. Aは、B社の許可を受けることなく、自ら衣料品の販売業を開始した。この場合、会社法上、衣料品の販売業によりAが得た利益の額が、B社に生じた損害の額と推定される。

- ① アイエ ② アイオ ③ アウエ ④ イウオ ⑤ ウエオ

第7問 7-3 (2点)

根抵当権に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. 根抵当権は、債務者との特定の継続的取引契約によって生ずる不特定の債権その他債務者との一定の種類取引によって生ずる不特定の債権を担保するものであり、債務者との間に現在または将来生じ得るすべての債権を根抵当権の担保すべき債権と定めて根抵当権を設定することはできない。

イ. 根抵当権者は、確定した元本ならびに利息その他の定期金および債務の不履行によって生じた損害の賠償の全部について、極度額を限度として、その根抵当権を行使することができる。

ウ. 根抵当権の極度額を変更するために、後順位抵当権者等の利害関係人の承諾を得る必要はない。

エ. 根抵当権につき元本確定期日の定めがない場合、根抵当権者は、いつでも、担保すべき元本の確定を請求することができる。この場合、担保すべき元本は、その請求の時に確定する。

オ. 元本の確定後において現に存する債務の額が根抵当権の極度額を超えるときは、当該根抵当権の目的物である不動産について所有権を取得した第三者は、その債務の全額に相当する金額を払い渡しまたは供託しなければ、当該根抵当権の消滅請求をすることができない。

- ① アイエ ② アイオ ③ アウエ ④ イウオ ⑤ ウエオ

第7問 7-4 (2点)

次のア～オの記述は、X社内において国際取引で注意すべき法的問題について話している甲と乙との会話の一部である。この会話における乙の発言のうち、その内容が適切なものの個数を①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 甲「国際取引において、最終的な契約締結前の契約交渉の過程で作成される確認文書にはどのようなものがありますか。」
- 乙「確認文書には、Letter of Intent (LOI) やMemorandum of Understanding (MOU) 等があります。これらの確認文書は、その名称にかかわらず、確認文書の内容に法的な拘束力が認められることがあります。」
- イ. 甲「国際取引、特に国際的な売買取引では、各国の法律の他に、注意しておかなければならない法令等がありますか。」
- 乙「国際売買契約に関する条約として、『国際物品売買契約に関する国際連合条約』(CISG)があり、日本も批准しています。営業所が異なる国に所在する当事者間の物品売買契約について、これらの国がいずれもCISGの締約国である場合、または国際私法の準則によればCISGの締約国の法の適用が導かれる場合には、CISGが適用されます。」
- ウ. 甲「貿易取引等に関連して、インコタームズという言葉を時々聞きますが、これはどのようなものですか。」
- 乙「インコタームズは、International Commercial Termsを略したもので、国際商業会議所(ICC)が、貿易取引条件について定めたものです。インコタームズには、法的な強制力は認められません。」
- エ. 甲「現在交渉中の海外プロジェクトにおいて、現地の所管官庁の公務員から賄賂を求められているという話が出ています。現地の法令でも賄賂は禁止されていますが、大規模事業に伴い、公務員への一定の利益供与が行われることもあるようです。コンプライアンスの観点から、当社としてはどのように対応すべきでしょうか。」

乙「現地の法令を遵守するのは当然のことです。また、日本法との関係でも不正競争防止法が、外国の公務員への不正の利益の供与を禁止し、違反に対しては罰則を科しており、日本人が日本国外で行った行為にも罰則が適用されることがあります。」

オ. 甲「国際取引において取引の相手方が倒産した場合、どのように処理されますか。例えば、日本国内に相手方の営業所があっても、相手方の本社が外国に所在する場合には、破産手続等も必ず外国で行われるのでしょうか。」

乙「日本の破産法は、債務者である法人が日本国内に営業所または事務所を有するときには、同法に基づく破産手続開始の申立てをすることができるとしています。また、日本国内に営業所または事務所がなくとも、債務者である法人が日本国内に財産を有しているときも同様です。」

- ① 1個 ② 2個 ③ 3個 ④ 4個 ⑤ 5個

第8問 8-1 (2点)

株式会社における剰余金の配当に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。なお、本問においては、剰余金の配当について内容の異なる株式は存在しないものとする。

- ① 会社法上、株式会社は、原則として株主総会の普通決議により剰余金の配当を行うことができ、また、1事業年度の間に行うことのできる剰余金の配当の回数は1回に限られない。
- ② 会社法上、株式会社は、配当財産が金銭以外の財産である場合において、株主に対して当該配当財産に代えて金銭を交付することを株式会社に対して請求する権利(金銭分配請求権)を与えないときは、株主総会の特別決議によらなければ剰余金の配当を行うことができない。
- ③ 会社法上、剰余金の配当における株主に対する配当財産の割当てに関する事項についての定めは、株主の有する株式の数に応じて配当財産を割り当てることを内容とするものでなければならない。
- ④ 株式会社が分配可能額を超える違法配当を行った場合、当該株式会社の債権者は、会社法上、当該違法配当により金銭等の交付を受けた株主に対し、当該債権者が当該株式会社に対して有する債権額を上限として、当該株主が交付を受けた金銭等の帳簿価額に相当する金銭を支払わせることができる。
- ⑤ 会社法上、株式会社は、その純資産額が5000万円を下回る場合には、剰余金の配当をすることができない。

第8問 8-2 (2点)

寝具の訪問販売業を営むA社は、信販会社であるB社との間で、寝具の販売に関し、次に掲げる内容の個別信用購入あっせんにかかる加盟店契約を締結している。

- (1) B社は、A社が顧客に寝具を販売したときは、当該顧客に代わって、その対価の全部または一部をA社に支払う。
- (2) 寝具を購入した顧客は、上記(1)でB社がA社に支払った金額を、当該寝具の売買契約の翌々月の末日以降に一括または分割の方法でB社に支払う。
- (3) 上記の取引にはクレジットカードなどのカード等を利用しないものとする。
- (4) A社は、寝具の販売に際して、顧客が上記の方法による取引を希望した場合は、B社にこの申込みを取り次ぐものとし、B社は、顧客との間で、上記(2)にかかる契約(個別クレジット契約)を締結するものとする。

Cは、自宅にA社の営業担当者であるDの訪問を受け、上記(1)～(4)の方法(個別信用購入あっせんの方法)により寝具甲を50万円で、かつ分割払いにより購入しようとしている。この場合に関する次の①～⑤の記述のうち、割賦販売法の規定に照らし、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① A社は、個別信用購入あっせんの方法により寝具甲をCに販売しようとするときは、Cに対して、販売価格、代金の支払期間や回数、手数料の料率など所定の事項を示さなければならない。
- ② A社は、個別信用購入あっせんの方法により、Cと寝具甲の売買契約を締結したときは、契約内容にかかわる所定の事項をCに明示する必要があるが、当該明示は口頭で行えば足り、書面の交付による必要はない。
- ③ Cは、A社から個別信用購入あっせんの方法で寝具甲を購入するに際し、営業担当者Dから寝具甲の品質について不実のことを告げられたことにより誤認して、その自宅において寝具甲の売買契約を締結したため、当該売買契約および個別クレジット契約を取り消し、すでにB社に支払った賦払金に相当する額の返還を請求した。この場合、B社は、Cに対し、すでにCから受領した賦払金相当額を返還しなければならない。

- ④ A社から個別信用購入あっせんの方法で寝具甲を購入したCが賦払金を支払わないときは、B社は、Cに対し、割賦販売法所定の期間を定めてその支払いを書面で催告し、その期間内に賦払金の支払義務が履行されなければ、その遅滞を理由として、支払時期の到来していない賦払金についてCの有する期限の利益を喪失させ、売買代金の残金を一括して請求することができる。
- ⑤ A社から個別信用購入あっせんの方法で寝具甲を購入したCは、寝具甲に瑕疵がある場合には、当該瑕疵を理由として、B社からの賦払金の支払いの請求を拒むことができる。

第8問 8-3 (2点)

民事再生法に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの個数を①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 再生手続開始の申立ては、原則として債務者自身が行うが、債権者も、破産手続開始の原因となる事実が生ずるおそれがあることを理由とする場合には、再生手続開始の申立てを行うことができる。
- イ. 再生手続に参加しようとする再生債権者は、原則として、裁判所が再生手続開始の決定と同時に定めた債権届出期間内に、その債権について一定の事項を裁判所に届け出なければならない。
- ウ. 再生債権者が、再生債務者に対して債務を負担している場合であっても、再生手続開始決定がなされた後は、その債務と再生債権とを相殺することはできない。
- エ. 再生計画案の決議については、債権者集会を開催して議決権の行使を求めるほか、書面による決議も認められている。
- オ. 再生債務者は、一定の要件を充たすときには、担保権実行中止命令制度や担保権消滅制度を利用することができ、担保権の実行により再生が困難になることを防止することができる。

- ① 1個 ② 2個 ③ 3個 ④ 4個 ⑤ 5個

第8問 8-4 (2点)

損害賠償責任に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① X社は、自社が所有する商業ビル一棟をY社に賃貸していたところ、当該ビルのエレベーターの扉が突然閉じ、当該ビルを訪れていたZが挟まれて負傷した。この場合において、当該事故はエレベーターの仕様に起因するものであり、Y社が事故の発生を防止するのに必要な注意を尽くしていたと認められる場合、Y社は、民法717条の土地工作物責任を負わないが、X社は、X社の過失の有無を問わず、Zに対し、土地工作物責任の規定に基づく損害賠償責任を負う。
- ② Xは、Y社との間で、Y社から貴金属を購入する旨の売買契約を締結したが、当該売買契約の締結後、当該貴金属の価格は高騰し続けている。Xは、約定の引渡期日が到来したにもかかわらず、Y社から当該貴金属の引渡しを受けられなかったため、民法の規定に基づき本件売買契約を解除し、Y社に対し損害賠償を請求することとした。この場合において、Y社が当該貴金属の価格の高騰を予見することができたときは、XがY社に対し賠償を請求することができる損害の範囲には、当該貴金属の価格の高騰という特別の事情によって生じた損害、すなわち高騰した当該貴金属の価格に相当する金額が含まれ得る。
- ③ X社の従業員Yは、X社の店舗において顧客Zが突然殴りかかってきたのに対し、自己の身を守るためにZを突き飛ばして負傷させた。Yの行為について民法上の正当防衛が認められ不法行為が成立しない場合、X社は、Zに対し、民法715条の使用人責任の規定に基づく損害賠償責任を負う。
- ④ X社の工場から、大気汚染防止法上の健康被害物質に該当するばい煙が大気中に排出されたため、近隣住民に健康被害が生じた。この場合、X社は、ばい煙の排出につき過失がなくても、当該近隣住民に対し、損害賠償責任を負う。

- ⑤ X社の従業員Yが、X社の事業の執行について自動車を運転していたところ、Zの運転する自動車と衝突事故を起こし、Zが死亡した。X社がZの遺族に対し民法715条の使用者責任の規定に基づく損害賠償責任を負う場合、Zが生存していれば将来得られたであろう収入は逸失利益として損害賠償の対象となる一方、Zの将来の生活費相当額など、Zが生存していれば支出を免れなかった費用等は損害から控除される。

第9問 9-1 (2点)

企業活動に関する犯罪および公益通報者の保護に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. 株主総会における議決権の行使に関し、株式会社の取締役が、当該株式会社の株主に対し、当該株式会社の計算において財産上の利益を供与した場合、当該取締役に刑事罰が科されることがある。これに対し、株主が当該財産上の利益の供与を要求しても、当該株主に刑事罰が科されることはない。

イ. 株式会社の取締役が、自己または第三者の利益を図り、または当該株式会社に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該株式会社に財産上の損害を加えたときは、当該取締役に刑事罰が科されることがある。

ウ. 競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、または流布する行為は、不正競争防止法上の不正競争に該当し、同法による刑事罰の対象となり得るが、刑法上の信用毀損罪または業務妨害罪の対象とはならない。

エ. 労働者が公益通報者保護法上の公益通報をする場合、労務提供先等、行政機関または報道機関等の一定の者のいずれを通報先とするかにより、当該労働者が公益通報者保護法により保護されるための要件が異なる。

オ. 労働者派遣法上の派遣労働者が、派遣先である事業者において生じた通報対象事実につき公益通報を行った。この場合、当該事業者は、当該派遣労働者が公益通報をしたことを理由として、派遣元事業主に当該派遣労働者の交代を求めるなど、当該派遣労働者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

① アイウ ② アウオ ③ アエオ ④ イウエ ⑤ イエオ

第9問 9-2 (2点)

X株式会社の清算に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. X社は、清算手続に入ったとしても、会社法上、毎期株主総会を開催し、清算事務等の報告等を行う必要がある。
- イ. X社は、清算手続を開始する時点において取締役会設置会社である場合、会社法上、清算人会を設置しなければならない。
- ウ. X社が清算手続を開始する場合において、X社の取締役が清算人となるときは、清算手続を開始する時点でX社の代表取締役であったYは、会社法上、代表清算人となる。
- エ. X社は、清算事務が終了したときは、遅滞なく、法務省令で定めるところにより、決算報告を作成しなければならない。X社が清算人会設置会社である場合、当該決算報告は、清算人会の承認を受けた上で、株主総会に提出または提供され、その承認を受けなければならない。
- オ. X社において清算手続が終了した場合、その法人格が消滅するのは、清算終了の登記がなされた時である。

- ① アイウ ② アウエ ③ アエオ ④ イウオ ⑤ イエオ

第9問 9-3 (2点)

特許法上の職務発明に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① 職務発明とは、その性質上使用者等の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為がその使用者等における従業者等の現在または過去の職務に属する従業者等の発明のことをいう。例えば、使用者等が株式会社である場合、ここでいう従業者等には、取締役等の役員である者は含まれない。
- ② 使用者等は、その従業者等が職務発明について特許を受けたときは、特許法上、その特許権について、通常実施権ではなく専用実施権を有する。
- ③ 共同発明が共同発明者の1人にとってその使用者との関係で職務発明に該当する場合、当該共同発明者である従業者が当該使用者に対して当該職務発明について特許を受ける権利の持分を譲渡するときは、特許法上、その譲渡につき当該共同発明に係る特許を受ける権利の他の共有者の同意を得る必要はない。
- ④ 平成27年に成立した「特許法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第55号。以下、「改正特許法」という)による改正前は、職務発明について特許を受ける権利は当該職務発明をした従業者等に帰属するものとされていた。これに対し、改正特許法では、契約、勤務規則等においてあらかじめ使用者等に職務発明について特許を受ける権利を取得させることを定めていたときは、当該特許を受ける権利は、その発生した時から当該使用者等に帰属するものとされている。
- ⑤ 職務発明について契約、勤務規則等によって使用者等に特許を受ける権利を取得させまたは承継させた場合に、従業者等が使用者等に対して有するとされる権利の内容について、改正特許法による改正前は「相当の金銭及びその他の経済上の利益を受ける権利」と規定されていた。これに対し、改正特許法では、当該規定が「相当の金銭を受ける権利」に改められ、これにより、使用者等が金銭以外の利益を交付することは認められず、すべて金銭で支払わなければならなくなった。

第9問 9-4 (2点)

民事訴訟法上の少額訴訟に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① X社は、Yに対し、不動産の明渡しを求める民事訴訟を提起することを検討している。この場合、当該不動産の価額が一定額以下であれば、X社は、少額訴訟による審理および裁判を求めることができる。
- ② X社は、少額の貸金返還請求権を多数有しているため、少額訴訟により回収することを検討している。この場合、少額訴訟については、同一人が同一の簡易裁判所において同一の年に提起することのできる回数が限定されているため、X社は、当該回数を超えて少額訴訟を提起することはできない。
- ③ X社は、Yに対し、貸し付けた金銭の返還を求める少額訴訟を簡易裁判所に提起した。この場合において、当該簡易裁判所は、X社の請求を認容する判決をするときに、YからX社への金銭の支払いについて、分割払いの定めや支払時期の定めをすることはできない。
- ④ Xは、Y社に対し、未払賃金の支払いを求める少額訴訟を簡易裁判所に提起したが、請求棄却判決を受け、敗訴した。この場合において、Xは、当該判決に不服があるときは、地方裁判所に控訴をすることができる。
- ⑤ Xは、Yに対し、Yの過失により生じた事故で被った損害の賠償を求める少額訴訟を簡易裁判所に提起した。この場合、少額訴訟において証拠調べをすることのできる証拠についての制限はないため、XおよびYは、即時に取り調べることもできない証拠についての証拠調べを求めることができる。

第10問 10-1 (2点)

次の文章は、実質上担保的性質を有するものについて述べたものである。この文章中の下線部①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

企業が金銭債権の回収を担保する手段には、民法上担保物権として認められている制度以外にも様々なものがある。

例えば、同時履行の抗弁権がある。売主は、買主との間で、代金の支払いと目的物の引渡しを同時に行うという内容の売買契約を締結した場合、買主が売買代金につき履行の提供をせずに目的物の引渡しを請求してきたときは、買主に対し同時履行の抗弁権を行使して、目的物の引渡しを拒むことができる。また、①代金の支払いと目的物の引渡しを同時に行う旨の約定をして売買契約が締結されたが、代金の支払いおよび目的物の引渡しのいずれも行われていない場合において、当該売買契約の買主から目的物を譲り受けた第三者が目的物の引渡しを請求したときは、民法上、当該売買契約の売主は、当該第三者に対して、同時履行の抗弁権を行使することができる。

次に、買戻特約も、実質上担保としての機能を有する。②買戻特約については、民法上、不動産についてのみ規定されており、動産についての買戻特約は無効である。

さらに、判例上認められた担保権として、譲渡担保がある。譲渡担保は、債権者と目的物の所有者との間の設定契約により設定される。③譲渡担保は、当事者間の合意により成立し、目的物である動産や不動産の引渡しは、譲渡担保の成立要件ではない。

もっとも、譲渡担保を第三者に対抗するためには、譲渡担保の目的物の種類ごとに、対抗要件を具備する必要がある。例えば、譲渡担保の目的物が動産である場合、その対抗要件は、当該動産の引渡しである。ただし、④譲渡担保の目的物が動産である場合、譲渡担保の対抗要件となるのは、現実の引渡しのみであり、占有改定による引渡しは、譲渡担保の対抗要件とならない。

そのほか、所有権留保も、実質上、売買代金債権の担保として用いられている。⑤売買契約において、買主が代金の全額を売主に支払う前に売主は売買目的物を買主に引き渡すが、売買代金債権を担保するため当該目的物の所有権は代金全額の支払いが完了するまで売主に留保する旨の所有権留保の約定がなされたとする。この場合において、買主が売買代金の支払いを完了する前に当該目的物を第三者に売却したときは、買主と第三者との間の当該目的物の売買契約は、当然に無効となる。

第10問 10-2 (2点)

健康の増進および日本で製造・販売される食品の安全についての法規制に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① 健康増進法上、集会場、展示場、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- ② 医薬品医療機器等法上、ある食品が医薬品として使用される成分本質（原材料）を含まない場合であっても、その容器において疾病の治療または予防を目的とする旨の医薬品的な効能効果を標ぼうしているときは、当該食品は医薬品と判断され、当該食品を無許可で製造・販売した者は、刑事罰を科されることがある。
- ③ 健康増進法上、販売に供する食品につき、所定の栄養成分を含むものについて栄養機能食品として当該栄養成分の機能の表示をしようとする者は、同法の規定に基づく内閣総理大臣（消費者庁長官）の許可を受けなければならない、この許可を受けないで当該表示をした者には刑事罰が科される。
- ④ 健康増進法上、販売に供する食品につき、特定保健用食品として特別の用途に適する旨の表示（特別用途表示）をしようとする者は、同法の規定に基づく内閣総理大臣（消費者庁長官）の許可を受けなければならない、この許可を受けないで当該表示をした者には刑事罰が科される。
- ⑤ 消費者契約法上の適格消費者団体は、食品表示法上、食品関連事業者が、不特定多数の者に対して、食品表示基準に違反して、販売の用に供する食品の栄養成分の量について著しく事実と相違する表示をする行為を行うおそれがあるときは、当該食品関連事業者に対し、当該行為の予防に必要な措置をとることを請求することができる。

第10問 10-3 (2点)

倉庫営業者X社は、Y社との間で倉庫寄託契約を締結し、Y社の製品を保管している。この場合に関する次のア～オの記述のうち、民法または商法の規定に照らし、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. X社は、Y社から預かっている製品について、留置権は認められるが、先取特権は認められない。

イ. Y社は、製品の入庫時に、X社に対し全保管期間中の保管料の全額を支払わなければならない。

ウ. 本件倉庫寄託契約では製品の保管期間が定められており、また、製品について倉庫証券は発行されていない。この場合において、当該保管期間が満了していないときであっても、Y社は、X社に製品の返還を請求することができる。

エ. X社は、製品の保管に関し善管注意義務を負うため、製品の性質に適する方法でこれを保管する義務を負う。

オ. Y社の製品がX社の倉庫内で毀損した場合、X社は、自己またはその使用人が製品の保管に関し注意を怠らなかったことを証明しない限り、当該毀損につき損害賠償責任を負う。

- ① アイウ ② アイエ ③ アウオ ④ イエオ ⑤ ウエオ

第10問 10-4 (2点)

景品表示法に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① 景品表示法上、内閣総理大臣（消費者庁長官）は、事業者による景品表示法に違反する不当表示行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止めまたはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項を命ずることができる。
- ② 景品表示法上、事業者は、自己の供給する商品または役務の取引について、景品類の提供または表示により不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害することのないよう、景品類の提供に関する事項および商品または役務の内容にかかる表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならないが、これに違反すると、直ちに刑事罰を科される。
- ③ 消費者契約法上の適格消費者団体は、事業者が、不特定かつ多数の一般消費者に対して、著しく優良または有利であると誤認される一定の表示をするおそれがあるときは、当該事業者に対し、当該表示をする行為の予防に必要な措置をとることを請求することができる。
- ④ 景品表示法上の課徴金納付命令の対象となる不当表示行為（課徴金対象行為）は、景品表示法5条1号にいう優良誤認表示または同条2号にいう有利誤認表示に限られており、同条3号にいう商品または役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するものは課徴金納付命令の対象外とされている。
- ⑤ 景品表示法上、事業者が課徴金対象行為に該当する事実を所定の方法により内閣総理大臣（消費者庁長官）に報告したときは、原則として、課徴金の額の2分の1が減額される旨の課徴金の減額制度が設けられている。